

# 北マリアナ諸島の法制度の概要

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

### 1 北マリアナ諸島の概要

北マリアナ諸島自治連邦区（英語では「Commonwealth of the Northern Mariana Islands」。英語略称は「CNMI」。以下「北マリアナ諸島」という）は、アメリカ合衆国（以下「米国」又は「合衆国」という）の自治連邦区（コモンウェルス）の一つであり<sup>2</sup>、サイパン島、テニアン島、ロタ島を含む14の島々からなる<sup>3</sup>。北には小笠原諸島、東には世界最深のマリアナ海溝、南にはグアムがあり、西にはフィリピン海が広がっている。北マリアナ諸島の面積は、約477平方キロメートルであり、日本の種子島より少し広い程度の大きさである。海洋性亜熱帯気候に属し、5月から10月の雨季はスコールが多い。北マリアナ諸島の人口は、約59,000人である<sup>4</sup>。民族構成としては、現在は、チャモロ人は約20%と比較的少なく<sup>5</sup>、フィリピン人及び中国人等の外国人労働者の方が多くなっている。宗教はキリスト教（とくにカトリック）が圧倒的に多い。通貨は米ドルである。北マリアナ諸島では、公用語である英語・チャモロ語・カロリン語の3つが、主に使用されている。政庁はサイパン島に置かれている<sup>6</sup>。

現在のマリアナ諸島（即ち、現在の北マリアナ諸島とグアム）のある地域には、紀元前16世紀頃からチャモロ人が定住していた。1521年にポルトガルの探検家マゼランによって「発見」された後、ヨーロッパ人が訪れるようになった。1565年以降、300年以上にわた

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）。BLJ法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 米国の海外領土は、北マリアナ諸島の他に、プエルトリコ、グアム、米領ヴァージン諸島、米領サモアがある。このうち、米国の「コモンウェルス」と呼ばれるものは、現在、北マリアナ諸島及びプエルトリコの2つである（独立前のフィリピンも、米国の「コモンウェルス」であった）。なお、英国の「コモンウェルス」は、独立した主権国家の連合であり、米国の「コモンウェルス」とは、意味が異なる。

<sup>3</sup> これら3つの島以外の島は、ほぼ無人である。全人口の約9割はサイパン島に居住している。

<sup>4</sup>

<https://www.worldometers.info/world-population/northern-mariana-islands-population/>

<sup>5</sup> 印東道子著「チャモロ文化の源流」（『ミクロネシアを知るための60章【第2版】』（明石書店、2015年）所収）203頁。

<sup>6</sup> 本稿における北マリアナ諸島の概要及び歴史については、『エピソードで読む 世界の国243』（山川出版社、2021年）260頁等を参照した。

りスペインがマリアナ諸島を支配したが、その期間のマリアナ諸島は、チャモロ人の反乱とスペインとの戦争、ヨーロッパから持ち込まれた伝染病による人口減少、キリスト教の強引な押し付け、スペインによるチャモロ人のグアムへの強制移住、スペインによるカロリン人のサイパンへの強制移住等、苦難に満ちたものであった。米西戦争に敗北したスペインは、1899年、北マリアナ諸島をドイツに売却し、北マリアナ諸島はドイツ領ニューギニアの一部となった。

第一次世界大戦時の1914年に日本が北マリアナ諸島等を占領し、1919年に調印された「ベルサイユ条約」により、太平洋における赤道以北のドイツの植民地は、日本の委任統治領となった。北マリアナ諸島は南洋諸島の一部として日本の南洋庁の管轄下に置かれ、太平洋における日本の軍事拠点となった。日本による統治時代に、サイパン島には約2万5,000人、テニアン島には約1万5,000人の日本人が移住したといわれている<sup>7</sup>。太平洋戦争時には、1944年、米軍による侵攻により、サイパン島及びテニアン島が米軍により占領された。その際、約3万人の軍人と1万5,000人の民間人<sup>8</sup>が犠牲となったといわれている。1945年8月、テニアン島から離陸したB-29爆撃機（「エノラ・ゲイ」）は、広島と長崎に原爆を投下した。

第二次世界大戦後の1947年、ミクロネシア地域（現在のマリアナ諸島、ミクロネシア連邦、パラオ、マーシャル諸島にあたる）は、米国の信託統治領となった<sup>9</sup>。北マリアナ諸島は、1975年に調印された「米国との政治的団結体である北マリアナ諸島コモンウェルスを創設する盟約」（Covenant to Establish a Commonwealth of the Northern Mariana Islands in Political Union with the United States of America）（以下「盟約」という）<sup>10</sup>により、米国の自治連邦区となった。そして、「北マリアナ諸島コモンウェルス憲法」が1978年から施行された<sup>11</sup>。盟約により、北マリアナ諸島の外交と軍事は米国政府に委ねられるが、

---

<sup>7</sup> 当時、サイパン島、テニアン島、ロタ島には、準国策会社である「南洋興発株式会社」が進出し、サトウキビの栽培等の事業を行っていた。同社の初代社長である松江春次は、

「Sugar King」（砂糖王）と呼ばれた（小野林太郎著「戦跡と慰霊の島」（前掲『ミクロネシアを知るための60章【第2版】』221～223頁）。とくにサイパン島には、日本人街が形成され、町は活気づき、公共施設（役場、警察、学校、病院、公会堂、郵便局等）、商店（八百屋、魚屋、寿司屋、豆腐屋、電気屋、薬局、雑貨屋等）のほか銭湯、旅館、遊郭、映画館、新聞社、神社等もあった（中山京子著「飛び交う多様な言葉、漂うコーヒーの香り」（『グアム・サイパン・マリアナ諸島を知るための54章』（明石書店、2012年）所収）131頁）。

<sup>8</sup> 民間人犠牲者のうち1,000人以上の人々は、サイパン島の「Suicide Cliff」又は「Banzai Cliff」と呼ばれる崖から飛び込み自殺したといわれている。

<sup>9</sup> チャモロ人として同じ言葉と文化を共有する北マリアナ諸島とグアムの統合について、北マリアナ諸島における4回の住民投票では統合賛成が過半数に達していたが、1969年のグアムにおける住民投票では統合が否決された。その背景には、太平洋戦争時に、北マリアナ諸島が日本軍によるグアムの占領統治に加担したことに対する「しこり」があるといわれている。

[https://www.jaipas.or.jp/123/123\\_8\\_topics.htm](https://www.jaipas.or.jp/123/123_8_topics.htm)

<sup>10</sup> <https://www.refworld.org/docid/3ae6b54e4.html>

<sup>11</sup> 北マリアナ諸島が米国のコモンウェルスであるからといって、米国と北マリアナ諸島の

内政自治権は北マリアナ諸島政府に留保されるとともに、北マリアナ諸島の市民には、米国の市民権が認められることとされた。北マリアナ諸島は、米国の正式な州ではないため、米国連邦議会の上院と下院に通常の議員を送ることはできないが、2009年から、北マリアナ諸島から米国連邦議会の下院に、投票権を有しない代表（但し、下院の委員会では投票権を有する）を送ることができるようになった<sup>12</sup>。

北マリアナ諸島の国家財政は、主に観光業収入と米国からの財政援助により成り立っている。北マリアナ諸島の主な産業は、観光業である<sup>13</sup>。サイパンは、日本人の海外旅行先として有名であり、かつては、サイパンを訪れる観光客の約7割が日本人であるといわれていた<sup>14</sup>。サイパンでは、2013年までは日本人観光客が最も多かったが、2014年以降は、中国人と韓国人の観光客の方が多くなっている<sup>15</sup>。また、従前より、北マリアナ諸島は、米国から多額の財政援助を受けている。

## 2 北マリアナ諸島の法制度

北マリアナ諸島の法制度は、①「米国の連邦法及び判例法」（連邦法）、並びに②「北マリアナ諸島の成文法及び判例法」（北マリアナ諸島法）により構成される。

連邦法には、北マリアナ諸島法に優越する効力が認められている。北マリアナ諸島法<sup>16</sup>は、米国の影響を強く受けた法制度であるといえるが、自治連邦区としての北マリアナ諸島に対しては、州の場合とは異なり、合衆国憲法の全ての規定が適用されるわけではない。「合衆国法典」（United States Code, U.S.C.）<sup>17</sup>の「Title 48 Territories and Insular

---

関係が一義的に定まっているわけではなく、国際関係等の諸状況により変化することがある。現に、従来、北マリアナ諸島政府は出入国管理権を有していたが、2009年から北マリアナ諸島政府の出入国管理権は消滅し、米国国土安全保障省が移民・国境管理を引き継いだ。これは、2001年の同時多発テロに危機感を抱いた米国ブッシュ政権が、米国へのテロリストの侵入を防ぐため、北マリアナ諸島においても米国と同じ厳格な出入国管理を適用することにしたことによる（中山京子著「欧米諸国に分断された島々の運命」（前掲『グアム・サイパン・マリアナ諸島を知るための54章』25～26頁）。

<sup>12</sup> 長島怜央著「変わる『本土』との関係とチャモロ・ナショナリズムの展開」（前掲『グアム・サイパン・マリアナ諸島を知るための54章』214頁）。

<sup>13</sup> サイパン島では、かつては衣服の縫製産業も興隆を誇っていた。これは、①中国で安く製造した衣服を輸入し、サイパンで「Made in U.S.A.」のタグを付けて、米国本土に販売したり、②中国等から低賃金で働く労働者をサイパンの縫製工場に集めたりすることができたからであった。しかし、米国本土への輸出割当が撤廃されたこと、米国本土の連邦最低賃金規則が適用されるようになったこと等により、サイパンで縫製を行うメリットが無くなり、サイパンの縫製産業は急速に衰退した（中山京子著「不況の波と植民地支配の歴史にもがく」（前掲『グアム・サイパン・マリアナ諸島を知るための54章』234～235頁）。

<sup>14</sup> 『世界の国々』（朝日新聞出版、2019年）265頁。

<sup>15</sup> <https://toyokeizai.net/articles/-/162183?page=2>

<sup>16</sup> 北マリアナ諸島法に関しては、北マリアナ諸島法改革委員会のウェブサイトが参考になる。<https://cnmilaw.org/#gsc.tab=0>

<sup>17</sup> 「合衆国法典」は、連邦の制定法を集大成して系統的に配列したものであり、法律そのものではない（『米国司法制度の概説』（米国大使館／アメリカンセンター・レファレンス

Possessions」は、米国の海外領土について規定しているが、その中に、「第 17 章 北マリアナ諸島」として、関連規定が置かれている<sup>18</sup>。「合衆国法典」Title 48 の「第 17 章 北マリアナ諸島」の体系は、「第 1 節 盟約の承認及び補足規定」、「第 2 節 司法の事項」、「第 3 節 雑則」となっている。「第 1 節 盟約の承認及び補足規定」の中に、「盟約」の全文が規定されている。

北マリアナ諸島法の法源としては、①盟約、②北マリアナ諸島憲法、③北マリアナ諸島議会により制定された法律<sup>19</sup>（「コモンウェルス・コード」<sup>20</sup>として法典化されている）、④北マリアナ諸島の行政規則<sup>21</sup>、⑤サイパン島、テニアン島、ロタ島の各自治体により制定された条例<sup>22</sup>、⑥北マリアナ諸島の裁判所による判例法がある。

「盟約」の主な体系は、「第 1 条 政治的関係」、「第 2 条 北マリアナ諸島憲法」、「第 3 条 市民権及び国籍」、「第 4 条 司法当局」、「第 5 条 法の適用可能性」、「第 6 条 歳入及び課税」、「第 7 条 米国による財政援助」、「第 8 条 財産」、「第 9 条 北マリアナ諸島の代表及び協議」、「第 10 条 承認、発効日及び定義」となっている。

「コモンウェルス・コード」の主な体系は、「第 1 編 政府」、「第 2 編 天然資源」、「第 3 編 人的資源」、「第 4 編 経済的資源」、「第 5 編 統一商事法典」、「第 6 編 犯罪及び刑事手続」、「第 7 編 民事手続」、「第 8 編 家族法及び遺言検認」、「第 9 編 車両法典」、「第 10 編 地方の法律」となっている。

本稿では、合衆国の連邦レベルの法制度ではなく、北マリアナ諸島のコモンウェルスレベルの法制度について主に解説する。

## II 憲法

北マリアナ諸島の憲法は、1977 年 3 月 6 日に住民投票により可決され、1978 年 1 月 9 日に施行された。その後、1985 年、1987 年、1989 年、1993 年、1997 年、1999 年、2007 年、2009 年、2012 年、2014 年に改正された。ちなみに、北マリアナ諸島憲法の改正には、合衆国政府の承認を要しないが、連邦裁判所は、北マリアナ諸島憲法の改正が合衆国憲法・条約・連邦法に合致するか否かを判断することができる。

全 22 条からなる北マリアナ諸島憲法の体系は、表 1 のとおりである<sup>23</sup>。

---

資料室、2012 年) 8 頁)。 <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/3337/>

<sup>18</sup>

<https://uscode.house.gov/view.xhtml?path=/prelim@title48/chapter17&edition=prelim>

<sup>19</sup> <https://cnmilaw.org/leg.php#gsc.tab=0>

<sup>20</sup> <https://cnmilaw.org/cmc.php#gsc.tab=0>

<sup>21</sup> <https://cnmilaw.org/admin.php#gsc.tab=0>

<sup>22</sup> <https://cnmilaw.org/leg.php#gsc.tab=0>

<sup>23</sup> 北マリアナ諸島憲法（英文）は、下記ウェブページに掲載されている。

<https://cnmilaw.org/cons.php#gsc.tab=0>

表 1 : 北マリアナ諸島憲法の体系 (附表を除く)

前文	
第 1 条 個人の権利	第 1 項～第 12 項
第 2 条 立法府	第 1 項～第 17 項
第 3 条 行政府	第 1 項～第 23 項
第 4 条 司法府	第 1 項～第 11 項
第 5 条 米国における代表	第 1 項～第 7 項
第 6 条 地方政府	第 1 項～第 8 項
第 7 条 投票資格	第 1 項～第 3 項
第 8 条 選挙	第 1 項～第 5 項
第 9 条 イニシアティブ、レファレンダム及びリコール	第 1 項～第 3 項
第 10 条 租税及び財政	第 1 項～第 10 項
第 11 条 公有地	第 1 項～第 6 項
第 12 条 土地譲渡の制限	第 1 項～第 6 項
第 13 条 土地収用	第 1 項～第 2 項
第 14 条 天然資源	第 1 項～第 3 項
第 15 条 教育	第 1 項～第 2 項
第 16 条 会社	第 1 項
第 17 条 職務宣誓	第 1 項
第 18 条 憲法改正	第 1 項～第 5 項
第 19 条 倫理規定	第 1 項
第 20 条 公務委員会	第 1 項
第 21 条 賭博	第 1 項
第 22 条 公式の印、旗及び言語	第 1 項～第 3 項

## 1 統治機構

### (1) 立法府

北マリアナ諸島の議会は、上院 (Senate) と下院 (House of Representatives) の二院制となっている。

上院議員の定数は 9 名であり、3 つの地域から 3 名ずつ選出される。任期は 4 年であり、任期の制限は無い。上院議員となる資格要件は、① 25 歳以上であること、② 北マリアナ諸島に直近 5 年以上継続して居住していること、③ 当該選挙区で有権者として登録されていることである。

下院議員の定数は 20 名であり、直接選挙により選出される。任期は 2 年であり、任期の制限は無い。上院議員となる資格要件は、① 21 歳以上であること、② 北マリアナ諸島に直

近 3 年以上継続して居住していること、③当該選挙区で有権者として登録されていることである。

上院と下院で構成される議会は、立法権を有する。歳入・歳出法案は下院にのみ提出され、その他の法案は両方の院に提出される。いかなる法案も、上院と下院で少なくとも過半数の賛成がなければ、可決することができない。法案は、原則として、上院及び下院で可決された後、知事の署名を経て、法律として成立する。

## (2) 行政府

北マリアナ諸島の国家元首は、米国大統領である。米国が、北マリアナ諸島の外交・防衛を管轄する。

しかし、米国に留保される権限以外の行政権は、北マリアナ諸島の知事 (Governor) に帰属する。北マリアナ諸島の知事及び副知事は、直接選挙・共同選挙により選出される。知事の任期は 4 年である。知事・副知事となる資格要件は、①35 歳以上であること、②北マリアナ諸島に直近 10 年以上継続して居住していること、③有権者として登録されていること、④北マリアナ諸島又は合衆国のいずれかの地域で重罪の有罪宣告を受けたことがないことである。

## (3) 司法府

米国には、連邦裁判所及び州裁判所 (コモンウェルス裁判所) がある。両者の関係が問題となるが、連邦と州 (コモンウェルス) がそれぞれ独自に別々の裁判所を有するという二元的な裁判制度を採用している。

連邦裁判所には、連邦最高裁判所 (Supreme Court of the United States)、連邦控訴裁判所 (United States Court of Appeals)、連邦地方裁判所 (United States District Court) の 3 段階がある。合衆国憲法又は連邦法に関する紛争 (例えば、破産法、独禁法、特許法、著作権法等に関する紛争) は、連邦裁判所が専属管轄権を有する。北マリアナ諸島には、サイパン島に、連邦地方裁判所として、「北マリアナ諸島地方裁判所」 (District Court for the Northern Mariana Islands) がある。北マリアナ諸島地方裁判所は、連邦裁判所の管轄権に属する事件だけでなく、コモンウェルス裁判所の管轄権に属する事件についても、裁判権を有する。北マリアナ諸島地方裁判所の裁判官は、米国大統領によって指名され、米国上院によって承認されなければならない。当該裁判官の任期は 10 年であり、終身制ではない。北マリアナ諸島地方裁判所の判決に対する上訴事件は、第 9 巡回区連邦控訴裁判所が管轄する<sup>24</sup>。

また、北マリアナ諸島には、コモンウェルス裁判所として、最高裁判所 (Supreme Court)、上級裁判所 (Superior Court) がある。最高裁判所は、北マリアナ諸島の憲法及び法律の解釈を行う最高かつ終審の裁判所である。北マリアナ諸島憲法によると、最高裁判所の裁判

<sup>24</sup> <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/mariana-islands/>

官は 3 名以上、上級裁判所の裁判官は 5 名以上とされている。裁判官として任命される者は、米国の市民又は国民であり、任命前 5 年以上にわたり北マリアナ諸島において居住しており、重罪又は道徳的汚点を伴う犯罪で有罪判決を受けたことがなく、任命前 5 年以上にわたり北マリアナ諸島の弁護士会員であったことが必要である。最高裁判所及び上級裁判所の裁判官は、まず知事が任命し、上院が承認する。最高裁判所裁判官の任期は 8 年、上級裁判所裁判官の任期は 6 年である。

## 2 人権

人権については、北マリアナ諸島憲法の「第 1 条 個人の権利」に規定が置かれている。日本国憲法で保障されているような基本的人権の多くは、北マリアナ諸島憲法においても、同様に保障されているといえる。

北マリアナ諸島憲法の特徴的な規定としては、例えば、以下の点が挙げられる。

- ①死刑は、廃止されている（1 条 4 項(i)）。
- ②「土地、大気、水を含むすべての分野において、清潔で健康的な公共環境に対する権利」が規定されている。また、有害かつ不必要な騒音公害、核物質又は放射性物質の貯蔵、及び北マリアナ諸島の地上若しくは水中の土地及び水域内におけるあらゆる種類の核廃棄物の投棄又は貯蔵は、法律で規定されている場合を除き、禁止されている（1 条 9 項）。
- ③「犯罪に対して、身体・家屋・所有物の安全を確保する権利」が規定されている。また、犯罪被害者への賠償は、やむを得ない場合を除き、保護観察及び仮釈放の条件とされている（1 条 11 項）。
- ④法律で定められている場合を除き、母親の妊娠中に胎児を中絶することは禁止されている（1 条 12 項）。

## Ⅲ 民法

北マリアナ諸島憲法によると、北マリアナ諸島における不動産に対する永続的かつ長期的な権利の取得は、「北マリアナ諸島の血筋を引き継ぐ者」（Persons of Northern Marianas Descent）に限定されている。「北マリアナ諸島の血筋を引き継ぐ者」とは、米国の市民又は国民であり、北マリアナ諸島のチャモロ人、北マリアナ諸島のカロリン人、又はそれらの混血の者を指す。法人についても、北マリアナ諸島で法人化され、北マリアナ諸島内に主たる事業所を有し、取締役の 100%が北マリアナ諸島出身者であり、議決権株式（普通株式又は優先株式）の 100%を北マリアナ諸島の血筋を引き継ぐ者が実際に所有している限り、「北マリアナ諸島の血筋を引き継ぐ者」に該当するとみなされる。

北マリアナ諸島の土地は、公有地と私有地に分けられる。

公有地は、「北マリアナ諸島の血筋を引き継ぐ者」が共同で集団的に所有し、政府機関である公有地局により専ら管理されている。公有地の多くは、ホテル、ゴルフコース等の目

的でリースされている。公有地のリース期間は 25 年間で、さらに 15 年間の更新をすることができる。公有地の平均リース料は、賃貸期間にもよるが、時価の 2~8%である。

私有地は、「北マリアナ諸島の血筋を引き継ぐ者」のみが、取得することができる。ここにいう「取得」には、売却、リース、贈与、相続、又はその他の手段による取得が含まれる。私有地は、最長で 55 年間、リースすることができる。近時、北マリアナ諸島では、私有地のコンドミニアム開発が奨励されており、個人又は法人が私有地のコンドミニアムの 1 階より上にある 1 戸以上の部屋につき、恒久的又は長期的な権益の取引をすることが法律で認められるようになった<sup>25</sup>。

#### IV 会社法

北マリアナ諸島における事業運営の形態としては、主に、会社 (Corporation)、有限責任会社 (Limited Liability Company (LLC)) がある。

「会社」においては、株主は出資額を限度とした間接有限責任のみを負い、会社の債務については会社のみが直接責任を負う。株主、取締役 (director)、又は役員 (officer) のいずれかが米国市民である必要は無い。会社の全ての株主が外国人・外国企業であってもよい。会社の株主は、人でもよく、法人であってもよい。株主、取締役、役員的人数は 1 名以上であれば足り、同一人物が株主、取締役、役員を兼任することもできる。会社の名称は、「Incorporated」、「Corporation」、「Company」、「Limited」、「Inc.」、「Corp.」、「Co.」、「Ltd.」のいずれかの文言を最後に付する必要がある。会社の名称を選択し、企業登録局で利用可能であることを確認した後は、企業登録局に定款 (Articles)、細則 (Bylaws)、及び最初の年次報告書を提出することにより、会社が設立される。定款は、会社の基本構造、権限及びそれに対する制限等を定めたものである。細則は、会社がどのように運営されるかを定めたものである。また、すべての会社は、北マリアナ諸島において、登録事務所と登録代理人を持たなければならない。登録代理人は、会社が提訴された場合に法的書類を受け取る者である。登録代理人は訴訟に関して非常に重要な役割を果たすため、弁護士はクライアントのために北マリアナ諸島に設立する会社の登録代理人となることが一般的である。

「有限責任会社」とは、メンバーが間接有限責任のみを負い、独立した法人格を有する組織体である。有限責任会社がしばしば利用されるのは、企業レベルとその構成員レベルでの二重課税を回避できるという意味で、使い勝手のよい企業形態として認識されているためである。有限責任会社は、その名称中に、「Limited Liability Company」、「Limited Company」、「LLC」、「L.L.C.」、「LC」、「L.C.」、「Limited」、「Ltd.」のいずれかの文言を

---

25

[https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/CNMI-2007-Business-Opportunities-Report\\_FINAL.pdf](https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/CNMI-2007-Business-Opportunities-Report_FINAL.pdf)

最後に付する必要がある。有限責任会社の定款は、上述した「会社」の場合と同じであるが、細則ではなく「運営契約」(Operating Agreement)を締結する(内容はほとんど同じである)<sup>26</sup>。

## V 民事訴訟法

北マリアナ諸島の裁判所制度は、連邦レベルと州(コモンウェルス)レベルに分けられる。連邦レベルにおける裁判所としては、前述したとおり、①連邦最高裁判所、②連邦控訴裁判所、③連邦地方裁判所がある。そして、北マリアナ諸島には、サイパン島に、連邦地方裁判所としての「北マリアナ諸島地方裁判所」がある。

また、北マリアナ諸島には、コモンウェルス裁判所として、最高裁判所(Supreme Court)、上級裁判所(Superior Court)がある。最高裁判所の判決は、法源となり、コモン・ローを形成する。

「コモンウェルス・コード」の「第7編 民事手続」には、民事訴訟手続に関連する多数の規定が置かれている。例えば、裁判管轄、送達、訴訟時効、口頭弁論、陪審、証拠、判決、執行等である。米国本土の民事訴訟手続と基本的に同様の制度となっている。

## VI 刑事法

米国連邦法の下では、大麻は違法薬物であるが、北マリアナ諸島では、2018年に、21歳以上の成人による娯楽用大麻の栽培、使用等が合法化された。実際、北マリアナ諸島では、娯楽用大麻の栽培、製造、小売のライセンスが発給されており、「ディスペンサリ」(大麻小売店)、「ラウンジ」(消費者が大麻を持ち込んで消費する場所)が開業している<sup>27</sup>。但し、使用量の制限、使用後の運転禁止等の規制がある。なお、日本の大麻取締法には、「大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、5年以下の懲役に処する。」(24条の2第1項)等とする罰則規定があり、これらの行為を国外犯とする規定(同法24条の8、刑法2条)があるため、日本人がサイパンで大麻を所持等することには注意を要する<sup>28</sup>。

## VII おわりに

豊かな自然環境を有する北マリアナ諸島では、日本人観光客が減少傾向にあるものの、中国人及び韓国人の観光客は増加傾向にある。地理的に東アジア・東南アジアに近いことは、北マリアナ諸島の大きなメリットであるといえよう。また、北マリアナ諸島は、英語

<sup>26</sup> <https://www.dottslaw.law/cnmi-corporations-limited-liability-companies/>

<sup>27</sup> <https://nikkan-spa.jp/1764134>

<sup>28</sup> [http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbconsideration\\_223.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbconsideration_223.html)

が公用語とされていること、通貨は米ドルであること、ビジネス取引等には米国の連邦法の適用による法的保護が期待できること等のメリットもある。このような各種のメリットに鑑みると、北マリアナ諸島は、日本人の海外旅行先というだけでなく、他にもさまざまなビジネス・チャンスを見出すことができる可能性を秘めていると思われる<sup>29</sup>。

今後も、北マリアナ諸島の法令及び政策の動向について、注視していきたい。

※ 初出：『国際商事法務 Vol.51 No.7』（国際商事法研究所、2023年、原題は「世界の法制度〔オセアニア編〕第17回 北マリアナ諸島」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。

---

29

[https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/CNMI-2007-Business-Opportunities-Report\\_FINAL.pdf](https://www.doi.gov/sites/doi.gov/files/uploads/CNMI-2007-Business-Opportunities-Report_FINAL.pdf)